

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年8月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第6号）

中京都市立京都工学院高等学校に関する部分の施行期日は、平成27年9月1日とする。

（教育委員会事務局指導部新工業高校開設準備室）